

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成30年7月20日（金）17:40～18:05
- 2 場所 永田町合同庁舎1階第1共用会議室
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|-------|-------------------------|
| 座長 | 八田 達夫 | アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授 |
| 座長代理 | 原 英史 | 株式会社政策工房代表取締役社長 |
| 委員 | 岸 博幸 | 慶應義塾大学院大学メディアデザイン研究科教授 |

<提案者>

- | | |
|-------|----------------|
| 平田 研 | 長崎県副知事 |
| 柿本 敏晶 | 長崎県企画振興部長 |
| 中村 功 | 長崎県農林部長 |
| 浦 真樹 | 長崎県企画振興部政策企画課長 |
| 宮本 亮 | 長崎県農林部農業経営課長 |
| 高橋 祐一 | 長崎県農林部林政課参事 |

<事務局>

- | | |
|--------|-----------------|
| 村上 敬亮 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 蓮井 智哉 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 久保 賢太郎 | 内閣府政策参与 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 国家戦略特区にかかる長崎県の提案～「林業の成長産業化」のための改革拠点～について
- 3 閉会

○蓮井参事官 それでは、2コマ目でございます。長崎県からの提案でございます。

八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくださいまして、ありがとうございます。

それでは、御提案について御説明お願ひいたします。

○平田副知事 長崎県副知事の平田でございます。

今日、知事が参りたいと申ししておりましたが、どうしても来られないものですから、私が説明させていただきます。

それでは、A3の資料に基づいて、私どもの提案について御説明をさせていただきます。「林業の成長産業化」のための改革拠点と書いてございます。私どもは離島、半島地域を多く抱えており、その地域の基幹産業である農林業や観光業を振興したいと思っております。そのときに、色々な規制、どうしても乗り越えたいと思うものがございまして、私どもがイメージしているのは、県内の各地で同時多発的に色々な規制改革に取り組みながら、地域振興を図っていく姿を作り出したいと思っております。県単位で既存メニューも含めて色々な改革政策を推進していくというのが私どもの狙いでございます。今回の提案の最大のポイントは、「スーパー林業特区」ということで銘打たせていただいておりますけれども、林業生産に関わる川上から川下までの一体的な提案をしたいということでありませう。

A3の資料の左隅に絵を描いてございますけれども、林地については、所有者不明の土地がかなりあるということで、実際に森林整備をし、それを林業として産業化していこうというときに、どうしても所有者不明土地が邪魔をする部分がございます。集約化が限定されますと、例えば、搬出をするための路網の整備が所有者の判明しているところだけとなるので、どうしてもコストがかかる形での路網の整備になってしまっていて、全体としてコスト高になり、採算が取れないということも起きますし、どうしても所有者不明土地で森林整備が行われないということになりますと、水源涵養能力等が低下しまして、国土保全身も非常に問題が大きいということでありまして、山と海が近い長崎県にとって、これは非常に致命的な問題になってまいります。

そこで、私どもは是非この部分を克服したいと思っております。幸い、非常に事業意欲のある事業主体と、なかなか体制的には厳しいのですけれども、非常に協力的な市町村がありますので、そこで規制の部分だけ何とか穴を開けさせていただいて、進めたいということでございます。

資料が飛び飛びで恐縮ですが、A4の資料3ページ目を御覧になっていただきたいのですが、実は、林野庁のほうで森林経営管理法というものを今年5月に制定されました、新たな森林管理システムを作られております。これは所有者が不明である森林についての対応ということで、一定の取組が盛り込まれたと思っておりますけれども、私どもはこれをもっと深掘りした取組を是非やりたいと思っております。

3ページの右側を御覧になっていただきますと、例えば、今の森林経営管理法ですと、固定資産課税台帳の情報のうち、平成24年度以降のものについては利用できる。言い換えれば、平成23年度以前のものには利用できないということでありませうし、市町村内部での利用に限定されるので、どうしても市町村の林務部門と税務部門だけのやりとりになってしまっていて、例えば、体制が乏しい中で不動産のプロに入ってもらって、もっとしっかりやりたい、早くやりたいと思っても、なかなかそれが進まないということがあります。

長崎県の提案と書いていますが、私どもの提案としては、固定資産課税台帳の全面的活用ということで、平成23年度以前の情報についても是非活用させていただきたいということでもあります。これによって、劇的に所有者の探索についての効果が上がるのではないかと考えております。

それと、民間事業者（不動産会社等）と書いていますが、例えば、不動産鑑定士といった不動産のプロにこれはどうしても税務情報でございますので、守秘義務を課した上で、林業の事業者と情報共有をしながら、同意の取得まで進めるようなことをやりたいということでもあります。

こういった取組、それから課題②で言うと、今は所有者を探索するのにとことん努力をして、最大限の努力をやりをやった後に色々な手続をすれば、一定の手続が取れることになっているのですが、そもそも労力がかかなり大変だということなので、例えば、簡易的にはありますけれども、固定資産税の納税者が分かれば、その人の同意をもって事実上管理しているといったことで所有者の探索を効率化できないかとか、あるいは、訴訟のリスクを低減するために仲裁機関を設けられないかとか、こういう提案をさせていただいているところであります。

もう一回、A3の資料に戻っていただきまして、私どもはそういう意味で言いますと、固定資産課税台帳の活用については、長崎県内の市町村は全面的に、規制さえ開けば絶対に協力をするという話が出来ておりまして、是非、そのところをやらせていただきたいと考えておりますし、あるいは、民間事業者の活用についても是非そういったノウハウを生かしながら、どうしても地方部の市町村の体制は弱くございますので、そのところをやりたいということでもあります。

これが何で国家戦略特区に馴染むのかというふうに考えているかと言いますと、固定資産課税台帳の情報を活用するというところに、おそらく色々な懸念があるのだと思います。色々な懸念がある中で、今、平成24年度以降ならば活用してもいいということになっているのだと思いますけれども、私どもは是非一度、そこをやらせていただいて、ノウハウを蓄積し、あるいはさらに課題が出てくるようであれば、そういう課題もありますよということも整理をした上で、今後の全国展開を図るときに、色々な貢献ができるのではないかと考えております。長崎県のためにやるということもありますけれども、そういった貢献もできるのではないかと考えております。所有者不明土地をうまく活用するためのネックになっている規制を緩めてもらうというピースがはまることで、今後の長崎県の林業振興のロードマップが描けるのかなと考えております。

それと、もう一度、A3の資料の左側のやや右側を見ていただきまして、川下側の流通のところでございますけれども、例えば、今、輸出に当たって、不開港へ直接入港して、そこで木材を搬出するということはできないわけでありましてけれども、ここの規制についても緩和をしていただけないかと考えております。

そうすると、例えば、韓国に近い対馬から輸出をするというのに、今は3日かかってい

るのが、2日に短縮できるということで、物流面での改善がかなり図られるのではないかとということで、私どもとしては、川上側、つまり林業の生産部分と流通の部分、川下の両方セットで林業特区という形でやらせていただき、そこで是非成果を上げたいと思っています。

加えまして、既存のメニューについて、農業支援外国人材の受入れや自家用自動車の活用の拡大とか、これも全て具体的に私どもが市町村とタッグを組んでやる用意がありまして、こういった既存のメニューも噛ませながら、県内で同時多発的に規制改革を進めて、長崎県各地でそういう取組が進んでいるという状態を作りたい。それがモデルになるような形を目指したいと思っております、何卒その辺のところを御考慮いただきまして、私どもとしても、是非こういう林業の穴を開けて進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

1点、クラリフィケーションなのですけれども、不開港への直接入港というのをもう一度、御説明いただけますか。

○高橋参事 今、副知事のほうから御説明がございましたけれども、A4資料の5ページです。

○平田副知事 関税法の規制がございます。

○高橋参事 直接入港は開港だけしか認められていないという御説明だったのですけれども、今、私ども長崎県のほうでは、例に挙げますと、対馬の巖原港という港がございます。そこを經由して、もう一つ積出港があるのですけれども、峰港という約50キロ程度しか離れていないところなのですが、一旦開港に寄って、そこから、積出港である峰港に寄って、韓国のほうに輸出するというので、時間的なロスが出てくる。対馬の場合は島が長いものですから、韓国に近い峰港のほうに直接入港して、そこから輸出ができればコスト削減にもなるということで御提案をさせていただいております。

これは単なる対馬という事例を取り上げて御説明申し上げているところでございます。

○八田座長 峰港を開港にすればいいのですか。

○高橋参事 これは今、例として挙げてございます。峰港だけではなくて、できれば県内に広げていきたいという考えでございます。

○八田座長 よく分からないけれども、開港できるというのは、色々な関税などの設備があつたりするわけでしょう。しかし、不開港にはそういう設備はないわけですね。その設備を不開港で作る必要がないのだという説明をもう一度、お願いします。

○中村部長 今回の資料には付いておりませんが、これは対馬の地図でございます、南北に約100キロの島でございます。今、開港しているのは巖原港でございます、韓国からはこう行って、峰港というのが素材の運搬の中継基地になっているのですけれども、そこを通って行くということで、短縮するということなのですけれども、木材運搬船でござい

ますので、実際にここでお客が降りたいということではございませんので、まずはここに直接行けるような形にさせていただければ、輸出に対するコストの低減を図れるということでございます。

○平田副知事 お尋ねは、施設がないのに不開港のままに輸出入をするようなことが本当にできるのかどうかということだと思いますけれども、そののところはもちろん、今、例に挙げた峰港が開港となり、開港に伴う施設整備があれば問題解決するのもかもしれませんけれども、できれば施設整備等は、開港している隣の厳原港にあるものを活用し、税関手続の代替等をやってもらおうとか、知恵の出しようがどこまであるのかというところは御相談なのですけれども、不開港のままに何とか通関の手続ができるような手立てを色々御相談しながら、もしできるのであれば、その道を探れないかということでもあります。

○八田座長 分かりますけれども、要するにその具体的な提案がものすごく重要なのではないのでしょうか。

○村上審議官 無線検疫指定港の緩和の話もその一環ではないのですか。

○高橋参事 そのとおりでございます。今、御提案しているのは、厳原港が開港されているので、施設整備というよりも、税関の職員の御足労を願って、50キロ程度なので車で1時間程度、峰港のほうで検疫していただければという御提案をしているのですけれども。

○八田座長 そうすると、準開港ではないですか。

○高橋参事 そうですね。

○平田副知事 その表現は、不開港というままでできるのかどうかというところは確かにありまして、ある意味、準開港というか、開港に準ずる何らかの手立てがもしできるのであれば、そういう道を探らせていただけないかということです。

○八田座長 分かりました。

それでは、委員の方から御質問をお願いします。

○村上審議官 一言補足しますと、これだけ見ますと、非常に個別案件性が強いのですが、多くの離島林業にとっては、この手の事実上必ず直接出荷できる港はほとんどお持ちでいらっしやらないので、それがコスト競争力から見るとものすごい負担になっている。準開港的手続を手続面から行くのか、それとも不開港のままの開港制度のほうで行くのかは代替性がありそうですが、開いてくれると、離島林業のコスト競争力にとってはかなりインパクトがあるところを、開港の手続で行くか、検疫手続の簡素化みたいなほうから攻めていくか、どちらかで実現をしたいというお話だと理解してございます。失礼しました。

○八田座長 分かりました。どうもありがとうございました。

原委員、どうぞ。

○原座長代理 川下のほうは、港湾の話も空港の話も、以前から他の自治体でもこうした提案を数年間、何度かあちこちで伺っていて、なかなか進まない項目の一つではあります。

あとは、貨物自動車運送事業法の何で5台必要なのかという議論も色々なところでやっているのですが、これも御存じのとおりだと思いますけれども、そう簡単に進む話ではな

く、このあたりはどこまで進められるかなというのは結構ハードルが高い課題が多いと思いますということは、コメントです。

それから、川上のほうの課題で、所有者探索での固定資産課税台帳の活用、仲裁機関設置などの項目を挙げられていて、どこが制度論で、国の規制の改革を有する項目なのかが必ずしもよく分からなかったのですが、どれでしょうか。

○平田副知事 そういう意味で申しますと、制度論的にありますのは、固定資産課税台帳活用の年限の問題が一つ。つまり、平成24年度以降となっているところを変えるのは制度改正マターになってくるのが一つ。あとは、今は市町村の内部でしか所有者探索の手続、税務情報の活用などができないので、そこに守秘義務をかけた上で、民間主体を使うというところが制度論になってくると理解しております。

○原座長代理 これは平成30年5月、先々月成立した法律のさらなる規制緩和ということですね。

○平田副知事 そこはまさに成立したばかりの法律なので、例えば、平成23年度以前のものについても使うというところを、長崎県の自治体だけまず一度やらせていただけないかということをございまして、全国的にはおそらく色々な議論の中で、平成24年度以降ならばいいよということになっているのだと思うのですが、そこをもう一段、深掘りさせていただいて、長崎県で是非実験をさせていただきたいと思っております。

○原座長代理 これもコメントだけ申し上げると、一度制度改正したときには、まずそれで運用してみましようというのが通常なので、結構きついかなどは思いました。

○八田座長 いずれできるけれども、タイミングが林業に関する法律が出来たばかりの今かなということですね。

今の御提案の二つの要素のうち、平成23年以前というのは明らかに今のとぶつかるわけですけれども、民間事業者に同意を取るというのを、平成24年以降の条件の中でやるというのも難しいですか。要するに、平成24年以降というのは前提にしたまま、少し拡大する。

○平田副知事 私どもの理解では、今出来た法律の中では、そこは市町村の権限として整理をされていて、市町村の林務部門と税務部門の間のやりとりは可能ということであるようなのですが、そこに不動産のプロ、外部の人間を噛ませられないかというところについては制度論になってくるのかなと思っています。それは、平成24年の後か前かに関わらず出てくる話ではないかと思っています。

○八田座長 それは林業のことだけではないような気がするのです。要するに、一般的な所有者確認を噛ませることができるかどうかという話で、たまたま林業のものが出来たから、そこに使わせていただきましようという持っていき方にすれば、できるのかなという気もするけれども。

○平田副知事 そのこのところは、まさに制度設計の御相談なのだと思うのですが、もちろん所有者不明土地問題自体は日本全国ありとあらゆる種類の土地である。農業もあるし、宅地もあるという中で、民間事業者を噛ませるというやり方をどの部分からやって

いきますかということについては、土地の性格によって自ずと考えていく部分があるのだと思います。その中で、林地についてという非常に限られた地目ではありますが、そこを長崎県のような、市町村はみんな協力的になっていますので、そういう意欲のある市町村と、信頼できる顔の見える関係にある不動産業者との間で、まずそこをさせていただけないかということです。

○八田座長 分かりました。

事務局、どうぞ。

○村上審議官 その点なのですけれども、多分今の作業を自治体でやり切った例は一つだけありまして、それが岡山県西栗倉村で、1,600人いる地権者のうち、ここは民間に頼らずに自治体自身でやると言って、6～7年かけて600人を超える地権者から委託を取り付けています。ただし、この体制に持ち込むのにも村長選を1回やって、やっとそこまでできているということで、現場から見ると、自治体自身で抱えてやるのはかなり難しい。そこで、そのデータを外の民間業者が扱って、悪く言えば、金で解決できる体制を作るというのは、現場的にはかなりなステップアップということのようでございます。

○八田座長 岡山の場合には、林地でやったのですか。

○村上審議官 西栗倉村の場合には、完全に林地です。

他も同じような問題があるというのももちろんそのとおりでと思うのですが、殊さら小規模林家とか1ヘクタール持っていない林業家ではない林地持ちが現実にはたくさんいるというところから言うと、そこが入り口でネックになっているという声はよく伺います。

○八田座長 御趣旨はよく分かりました。制度改革の可能性として、今のタイミングでどこまで行けるかを見てみようということですね。

○村上審議官 まさに一般論だともものすごくハードルが高いと思いますので、特区でかつ林業の特殊性のあるところ限定した措置で、決して他分野には跳ねませんからという理屈があり得るのであれば特区的だと思いますし、そこを許してくれないとすると、もう全国措置で1回仕切った話なのだから、梃でもこの数年は動きませんという話になるかもしれませんし、そこはまだ話していないので正直よく分かりません。

○八田座長 分かりました。

いずれにしても、原座長代理の言われたような趣旨から、平成23年以前を今の段階でやるのはなかなか難しいかもしれないですね。

そうすると、今のことをまとめると、林地に関しては、所有者不明の土地に関して、市の内部だけでやるのではなくて、民間事業者も守秘義務を課した上で参加してもらえる仕組みを作りたい。これが一つの提案。

それから、不開港の問題については、言ってみれば準開港のような指定をして、その人材が行ってやるということを提案したいと考えてよろしいですね。

○平田副知事 まさにおっしゃったとおりでありまして、私どもは全てピースが揃わない

とこの改革ができないかという、もちろん色々な措置をやりたいというのはありますけれども、タイミングの問題、平成23年、平成24年の話は今の法律が出来た後でどうなのかという議論は確かにあると思いますが、例えば、民間事業主体の活用だけでも、市町村にとっては全然違ってきますので、何とかこの中のいくつかでも、私どもは是非先端的な取組をさせていただきたいと思っております。

○八田座長 それから、既存メニューについては、農業支援外国人材とか、自家用自動車の活用というのがありましたね。自家用自動車の活用というのは、タクシー会社を利用するのですか。それともNPOとかそういうところですか。

○柿本部長 これはNPOです。今、小値賀町の中に、おちかアイランドツーリズムというNPO法人がございますので、ここを活用してやりたいということでございます。

○八田座長 ありがとうございます。

他に何か質問はありますか。よろしいですか。事務局からはよろしいですか。

お忙しいところ、本当にありがとうございました。